

議案第18号

目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び目黒区子どもの
医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成29年2月17日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び目黒区子どもの
医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年12月
目黒区条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改める。

(目黒区子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 目黒区子どもの医療費の助成に関する条例(平成4年12月目黒区条
例第64号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(説明) 児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)が
施行されることに伴い、関係条例の規定の整備を行うため、条例改正の必要
を認め、この案を提出します。

資 料

1 目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正（第1条関係）新旧対照表

（ _____ は、改正点）

第 1 条 に よ る 改 正 案	現 行 条 例
（定義） 第2条 （現行に同じ。） 2 （現行に同じ。） 3 この条例において「養育者」とは、次の各号のいずれかに該当する児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）者であつて、父母並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業に従事するもの及び同法第6条の4に規定する里親以外のものをいう。 （1）・（2）（現行に同じ。） 4 （現行に同じ。）	（定義） 第2条 （省略） 2 （省略） 3 この条例において「養育者」とは、次の各号のいずれかに該当する児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）者であつて、父母並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業に従事するもの及び同法第6条の4第1項に規定する里親以外のものをいう。 （1）・（2）（省略） 4 （省略）

2 目黒区子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正（第2条関係）新旧対照表

（ _____ は、改正点）

第 2 条 に よ る 改 正 案	現 行 条 例
（対象者）	（対象者）

第3条 (現行に同じ。)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、医療費の助成を受けることができない。

(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている者

(2)・(3) (現行に同じ。)

第3条 (省略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、医療費の助成を受けることができない。

(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4第1項に規定する里親に委託されている者

(2)・(3) (省略)